

建設業者のみなさまへ

～工事施工にあたっての留意事項～

平成26年3月
山形県

公共工事の施工にあたっては、建設業法をはじめとする関係諸法令により遵守すべき事項が定められており、下記1から3に掲げる項目等に違反した場合、建設業法による行政処分や指名停止処分、又は指導等を受けることになりますので、県発注工事の受注・施工に際しての適正な施工体制の維持、品質確保、下請における県内建設業者の活用などの観点からも、以下の点になお一層留意してください。

1 入札契約適正化法の遵守

公共工事については、「入札契約適正化法※」により次の事項が義務付けられていますので、工事施工にあたって法令遵守を徹底してください。

※ 入札契約適正化法…「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

(1) 一括下請の全面禁止

(民間工事では、一部の工事を除き、発注者の書面承諾がある場合に一括下請が認められています。)

(2) 施工体制台帳の写しの速やかな提出

(建設業法により施工体制台帳の作成が義務付けられている場合や仕様書等で定められている場合に提出。)

(3) 県による現場の施工体制の点検を受けること

(4) 施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること

2 元請と下請との関係の適正化

県発注工事における適正な元請下請関係を確保するため、「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領」において、元請業者及び下請業者の遵守すべき事項を定めています。

要領に基づき、工事現場における元請下請関係の適正化や関係法令の遵守による適正な労働条件の確保等に十分留意して工事施工にあってください。

特に留意すべき事項

(1) 県発注工事にかかる暴力団関係業者の排除等

元請業者及び全ての下請業者に対して、**暴力団等の排除に関する誓約書の提出**や、暴力団等から不当要求があった場合の**警察への通報と発注者等への報告**が義務付けられています。

(2) 下請体系の把握と下請選定の留意

下請選定にあたり、建設業許可業者と契約するようお願いしております。建設業の無許可業者と下請契約を締結する場合、**無許可業者の施工は軽微な工事のみ**となります。

【軽微な工事】 建築一式工事：1,500万円未満※の工事 または 150㎡未満の木造住宅工事
建築以外の工事：500万円未満※の工事

※ 材料を支給する場合には、支給する材料費等を含みます。

ポイント1 ⇒ 無許可業者と500万円以上となる下請契約はできません。

ポイント2 ⇒ 許可業者であっても工事内容が“許可を受けていない業種”のときは、軽微な工事(支給する材料費を含めて500万円未満)しか契約できません。

ポイント3 ⇒ 県外に本店のある建設業者が県内営業所で請負契約する場合、国土交通大臣許可業者しか契約できません。(知事許可業者が県外営業所で請負契約することはできません。)

※ 元請業者におかれましては、1次下請以下のすべての下請業者に対して周知をお願いします。

3 適切な技術者の配置

(1) 主任技術者又は監理技術者の配置

主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)は一定の資格要件等が必要です。

なお、監理技術者等の途中交代については、原則として、監理技術者等の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合等以外には認められません。

【工事現場への専任配置】 公共工事または公共性のある工事では、**元請・下請に関わらず、**請負金額が**2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上**となる工事では**専任**での配置が必要です。(一定の条件下で緩和措置があります。)

なお、営業所専任技術者を現場へ専任配置することはできません。

【監理技術者の配置】 **元請業者は、下請への請負金額の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上**となる工事では、主任技術者に代えて**監理技術者**を専任で配置する必要があります。

(2) 監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならず、他社在籍出向者や組合構成企業からの配置は認められません。

【元請業者の監理技術者等は3ヶ月以上の雇用関係が必要】

公共工事においては、元請業者の専任の監理技術者等について、**入札の申込のあった日**(指名競争の場合で入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出のあった日)**以前に3ヶ月以上の雇用関係**にあることが必要とされています。

4 県内企業の積極的な活用について

県内経済は大変厳しい状況にあり、雇用情勢にも深刻な影響を及ぼしております。県内経済の回復のためには、地域経済に対する公共工事を通じた一層の波及効果の拡大が求められており、また、地域の社会資本整備、維持管理等において県内の建設業者でできることは、県内の建設業者がその役割を担うことが重要です。

県発注工事を受注された際は、**下請業者の選定や建設資材の調達**について、**県内企業及び県産品の積極的な活用を要請**いたします。

5 建設労働者の賃金の適切な支払について

県発注工事の積算で使用している「公共工事設計労務単価(基準額)」(以下、「設計労務単価」という。)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものです。

このため、設計労務単価を賃金支払い等の参考にする際は、下記事項にご留意いただき、**建設労働者の賃金並びに下請代金の適切な支払い**について、ご配慮をお願いします。

◎設計労務単価について

- ・ 所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていません。
- ・ 労働者に支払われる賃金を積算するものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていません。例えば、交通誘導員A、Bの労務単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費等)は含まれていません。

6 平成26年2月公共工事設計労務単価の適用に係る適切な対応について

※「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」平成26年1月30日付け国土入企第29号 国土交通省
土地・建設産業局長から建設業団体の長あて)

平成26年2月の公共工事設計労務単価は、平成25年4月と比べ約7.9%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と比べると、約30%の大幅な上昇となりました。近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少しており、このままでは熟練工から若手への技術承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されています。若年者が建設産業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を大幅に下回る給与水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つであります。そこで、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の喫緊の課題であることから、技能労働者等への適切な賃金の支払い等について、ご理解と適切な対応をお願いいたします。

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金の支払いに対する特段の配慮

適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等の特段の配慮をお願いします。

なお、国において、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握した上で、その状況を翌年度の公共工事設計労務単価の改定に反映するとしていることから、ご留意下さい。

(2) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

今回改定された公共工事設計労務単価においても、技能労働者の加入に必要な社会保険料（労働者負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても措置がされています。このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結し、技能労働者を社会保険等に加入させるようにご配慮をお願いいたします。

(3) 若手入職者の積極的な確保

若年者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸びていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、今回の公共工事設計労務単価の引上げを若年労働者の賃金引上げと社会保険等への加入につなげることによって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進するようお願いいたします。